

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年4月1日市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成30年3月23日提出

提出者 高山市議会議員 倉 田 博 之

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸
水 門 義 昭
渡 辺 甚 一
山 腰 恵 一
榎 隆 司

提案理由

高山市行政組織条例の一部改正に伴い改正しようとする。

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年4月1日市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成30年3月23日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

提案理由

高山市行政組織条例の一部改正に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人 ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>基盤整備部</u>の所管に関する事項</p> <p><u>オ</u>（略）</p> <p><u>カ</u> 支所の農政部、商工観光部、<u>基盤整備部</u>及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p><u>キ</u>（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人 ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>建設部</u>の所管に関する事項</p> <p><u>オ</u> <u>都市政策部</u>の所管に関する事項</p> <p><u>カ</u>（略）</p> <p><u>キ</u> 支所の農政部、商工観光部、<u>建設部</u>、<u>都市政策部</u>及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p><u>ク</u>（略）</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。